

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 27 日

各	都道府県	こども政策担当部（局）	御中
	指定都市	私立学校担当部（局）	
	中核市	教育委員会担当部（局）	
	施行時特例市	衛生主管部（局）	
	道府県庁所在地	障害保健福祉主管部（局）	
	東京都内自治体	情報化推進担当部（局）	
		民生主管部（局）	

こども家庭庁長官官房総務課
こども家庭庁成育局総務課
こども家庭庁支援局総務課
法務省民事局民事第一課
文部科学省総合教育政策局政策課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省年金局年金課
厚生労働省年金局事業管理課

子育て支援制度レジストリの運用開始に向けた
依頼事項について（依頼）

平素より、こども・子育て支援政策等の推進につきまして、多大なる御協力・御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「デジタル行財政改革とりまとめ 2025」（令和 7 年 6 月 13 日第 11 回デジタル行財政改革会議決定）において決定しているとおり、子育て世帯が子育て支援施策等の必要な情報を自ら調べて把握する負担の軽減等を図る観点から、必要な情報を最適に届ける仕組みの構築に向け、2025 年度中に国において「子育て支援制度レジストリ」を整備することとしております。これまで、東京都及び東京都内自治体並びに指定都市等（指定都市、中核市、施行時特例市、道府県庁所在地及び当該市を管轄する都道府県をいう。以下同じ。）の自治体におかれては、令和 6 年 5 月 20 日付け事務連絡及び令和 6 年 9 月 13 日付け事務連絡において依頼させていただいたとおり、レジストリの整備に向けた総務省行政評価局による子育て支援制度調査等に御協力をいただいていたところです。

今般、当該子育て支援制度調査の結果を踏まえ、令和 7 年 11 月を目途に、東京都及び東京都

内自治体並びに指定都市等のデータを整備し、子育て支援制度レジストリの運用を開始する予定です。

つきましては、令和7年6月27日付け事務連絡において事前周知させていただきました通り、東京都及び東京都内自治体並びに指定都市等におかれましては、令和7年11月目途の運用開始に向けて、下記に記載する事項等を御確認の上、運用開始に向けた依頼事項について御対応をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 子育て支援制度レジストリ整備・運用に係るスケジュール

全国版子育て支援制度レジストリについては、東京都における先行的な取組等を踏まえた上で、概ね以下のスケジュールに基づき整備を進める予定です。

なお、諸々の作業の進捗状況により、今後スケジュールに変動があり得る旨御了知願います。

- ・令和6年12月、東京都において、東京都及び東京都内62自治体分のデータを東京都版子育て支援制度レジストリとして取りまとめ、東京都オープンデータカタログサイトに掲載。<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t134211d00000000001>
- ・令和6年9月より、指定都市等を対象に、当該自治体における子育て支援制度について国において調査を実施。調査結果について各指定都市等において御確認いただいた上でレジストリデータとして整備。
- ・令和7年10月に、子育て支援制度レジストリのシステムを整備し、東京都及び東京都内自治体並びに指定都市等の子育て支援制度のデータをレジストリに取り込み、取り込んだデータについて、システム上で御確認いただいた上で、令和7年11月頃を目途に、レジストリの運用を開始する予定。

※今後、東京都及び東京都内自治体並びに指定都市等以外のその他の自治体についても子育て支援制度の調査を順次実施し、データを整備できたところから段階的にレジストリに取り込み、各自治体において御確認いただいた上で、レジストリの運用を開始する予定。

なお、令和8年1月末頃までに調査が完了した自治体については、令和8年2月頃を目途にデータをレジストリに取り込み、該当する自治体において御確認いただいた上で、令和8年3月頃を目途に、レジストリの運用を開始する予定。

2. 子育て支援制度レジストリの運用開始に向けた依頼事項【令和7年11月24日目途〆】

(1) 子育て支援制度のデータ（調査結果）の確認・データの公開作業

国の調査に基づき子育て支援制度レジストリに取り込んだ各自治体の子育て支援制度データについては、各自治体において御確認いただいた上でデータを公開し、レジストリの運用を開始する予定です。

子育て支援制度レジストリは「マイナポータル申請管理」を活用して整備することとし

ており、レジストリのデータの編集・登録についても、本システムの編集・登録用画面において実施いただきます。システムの操作方法については、別添3を御参照ください。

各自治体は、以下の【確認の観点】を踏まえ、子育て支援制度のデータを御確認いただき、必要があればデータの修正・追加等をお願いいたします。なお、各制度のデータはシステム上当初「非公開」の設定となっておりますので、データの確認・修正等が完了しましたら、データを公開の設定にさせていただきようお願いいたします。

※ データの公開・非公開は、制度ごとに設定が可能です。「非公開」の状態の場合、当該制度のデータは外部に提供されないこととなります。

【確認の観点】

- ① 既に終了した制度や今後終了することが決まっている支援制度ではないか（要削除）
- ② 今後実施することが決まっている支援制度など、子育て世帯にプッシュ配信することが望ましいが、対象制度から漏れている制度がないか（要追加）
- ③ 各データ項目の記載内容について、事実誤認等の観点から修正すべき点や、情報を追記すべき点がないか（要修正・要追記）
- ④ プッシュ配信するに当たって障がい児童向けの支援制度など配信先に配慮すべき制度がないか（配慮フラグにチェック）

（２）レジストリデータの更新等への協力

（１）のとおり、各自治体においてデータを確認・公開いただいた上で、子育て支援制度レジストリの運用を開始する予定です。

運用開始後、当該データは各自治体において管理・更新いただくことが必要となります。

子育て世帯に必要な情報が最適に届くようにするためには、各自治体において子育て支援制度の改廃や新設が行われた場合においても、子育て支援制度レジストリに登録されている各自治体の制度情報が適切に更新され、子育て世帯に正しい情報がプッシュ配信されるようにする必要があります。

また、プッシュ配信された情報について利用者が不備等を発見した場合や、プッシュ配信の対象に追加してほしい子育て支援制度がある場合など、利用者が子育て支援制度レジストリの登録情報について更新を要望するケースも考えられます。

そのような利用者の要望に迅速、適切に対応するため、利用者から該当自治体に対し更新要望をオンラインで送付できる問合せフォームを整備することとしています。

各自治体におかれましては、子育て支援制度の改廃や新設を行った場合等には、自らの該当制度に係るレジストリデータを確認し、必要な更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。なお、制度所管省庁より、毎年度、レジストリデータの更新に係る協力依頼の事務連絡を発出する予定です。

また、レジストリデータの更新について、国による制度改正等の場合には、制度所管省庁から自治体宛に制度改正内容を踏まえたレジストリデータの変更内容案を通知する予定です。

3. 事業者・自治体による子育て支援制度レジストリの利用方法について（周知）

子育て支援制度レジストリは、子育てアプリ事業者等による活用を想定しています。子育て

てアプリ事業者等はレジストリデータを活用して、子育てアプリ等の利用者である子育て世帯に対し、子育て支援制度の情報を配信する役割を担います。

子育てアプリ事業者等がレジストリデータを利用するためには、当該事業者からデジタル庁に対し API の利用申請を行う必要があります。利用申請方法や利用規約等の詳細は別添 4 をご確認ください。

また、自治体自身によるレジストリの利用も可能です。自治体自身がレジストリデータを取得するにあたっては、申請手続き等は不要です。自治体において、マイナポータル申請管理から、当該自治体が登録している個々の制度・手続ごとに、1 件ずつ CSV ファイル又は PDF でデータを取得可能です。

また、子育て支援制度レジストリに登録されている全自治体のレジストリデータを取りまとめた CSV ファイルを公開する予定であり、自治体において、当該データをダウンロード、加工して利用することも可能です。(当該ファイルは月 1 回程度の更新を予定しております。)

なお、自治体の子育てアプリ事業者と委託契約を締結し、委託者である自治体の名の下に子育てアプリ事業者がレジストリデータを利用して住民に対してプッシュ配信を行う場合で、当該子育てアプリ事業者が子育て支援制度レジストリと API 連携を希望する場合には、当該子育てアプリ事業者が API の利用申請を行う必要があります。

また、自治体が独自に整備したアプリ等について、子育て支援制度レジストリと API 連携を希望する場合には、当該自治体を利用申請を行う必要があります。

4. 参考

- ・別添 1：子育て支援制度レジストリについて
- ・別添 2：子育て支援制度レジストリの対象制度（2025 年 10 月 27 日時点）
- ・別添 3：子育て支援制度レジストリの更新方法について
- ・別添 4：レジストリデータの利用申請および利用規約について
- ・別添 5：「意見・要望フォーム」で受け取った意見の連携方法について

- ・デジタル行財政改革とりまとめ（令和 7 年 6 月 13 日第 11 回デジタル行財政改革会議決定）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaiikaikaku/pdf/torimatome_honbun2025.pdf
- ・東京都オープンデータカタログサイト
（デジタル 2030 ビジョン（こども DX）子育て支援制度レジストリ）
<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t134211d00000000001>

5. 照会先

- ・本取組に係る照会先は以下の通り。

内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 子育て班

メールアドレス：dejigyozaikosodate@cas.go.jp

（代表：090-1052-7236）

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。

・レジストリの対象となる各制度に関する御質問等につきましては、別添２子育て支援制度レジストリ対象制度を御参照いただき、各制度所管省庁にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上